

議案第 36 号

羽生勤労者総合福祉センター条例の一部を改正する条例

羽生勤労者総合福祉センター条例（平成 4 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （ 1 ） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （ 2 ） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （ 3 ） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（業務）</p> <p>第 2 条 勤労者センターは、職業講習及び職業情報、教養、文化、研修、スポーツ等の活動の場の提供等、<u>前条に規定する</u>目的を達成するために必要な業務を行うものとする。</p> <p>（使用の許可）</p> <p>第 4 条 勤労者センターの施設及びこれに附属する設備器具（<u>第 5 条第 2 項において「附属設備器具」という。</u>）（以下<u>これら</u>を「施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。<u>当該許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。</u></p> <p>2・3 （略）</p> <p>（使用料）</p> <p>第 5 条 前条第 1 項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定めるところにより、使用料を<u>市に納付しなければならない。</u></p>	<p>（業務）</p> <p>第 2 条 勤労者センターは、職業講習及び職業情報、教養、文化、研修、スポーツ等の活動の場の提供等、<u>前条の</u>目的を達成するために必要な業務を行うものとする。</p> <p>（使用の許可）</p> <p>第 4 条 勤労者センターの施設及びこれに附属する設備器具（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（使用料）</p> <p>第 5 条 前条第 1 項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。<u>なお、市長が指定する附属設備器具等の使用料は、別に規則で定める。</u></p>

2 前項の使用料のほか、市長が指定する附属設備器具の使用料は、別に規則で定める。

(使用料の減免)

第6条 市長は、公共的な目的で使用する場合で、特に必要と認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) (略)

(2) 使用者が、使用料の全額を納付した後、規則で定める日までに使用の許可の取消しの申出を行い、当該許可の取消しを受けたとき。

(目的外使用等の禁止)

第9条 使用者は、施設等を使用の許可の目的外に使用し、又はその使用する権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可の条件を変更し、若しくは制限し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) 第4条第3項の規定による条件又は前条の規定に違反したとき。

(2) (略)

(3) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。

(4) (略)

2 使用者が前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、市長は、そ

(使用料の減免)

第6条 市長は、公共的目的で使用する場合で、特に必要と認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) (略)

(2) 使用者が、使用料の全額を納付した後、規則で定める日までに使用許可の取消しの申出を行い、当該使用許可の取消しを受けたとき。

(目的外使用等の禁止)

第9条 使用者は、施設等を許可の目的外に使用し、又はその使用する権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該許可に係る使用許可の条件を変更し、若しくは制限し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) 第4条第3項の規定による条件又は第9条の規定に違反したとき。

(2) (略)

(3) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。

(4) (略)

2 使用者が前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、市長はその補償の責め

の補償の責めを負わない。

(指定管理者による管理)

第14条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。第17条第1項において「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に勤労者センターの管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第16条 (略)

2 指定管理者が前項各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を行う場合における第4条、第8条及び第10条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第10条第2項中「市長」とあるのは「市長及び指定管理者」と、第13条（見出しを含む。）中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用料金)

第17条 市長は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者に勤労者センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の場合における利用料金（附属設備器具の利用料金を除く。）の額は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。

3 第1項の場合における附属設備器具の利用料金の額は、規則で定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。

4 第1項に規定する場合にあっては、第5条から第7条までの規定を準用する。この場合において、第5条（見出しを含む。）中「使用料」

を負わない。

(指定管理者による管理)

第14条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に勤労者センターの管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第16条 (略)

2 指定管理者が前項各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を行う場合における第4条、第7条、第8条及び第10条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」、第10条第2項中「市長」とあるのは「市長及び指定管理者」、第13条見出し及び第13条中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と読み替えるものとする。

とあるのは「利用料金」と、「市に」とあるのは「指定管理者に」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条（見出しを含む。）中「使用料の」とあるのは「利用料金の」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料を」とあるのは「あらかじめ市長の承認を得て利用料金を」と、第7条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

（指定管理者が行う管理の基準）

第18条（略）

（委任）

第19条（略）

別表（第5条関係）

表（略）

備考

- 1 市内とは、本市に住所を有する使用者（以下「市内使用者」という。）をいい、市外とは、市外に住所を有する使用者（以下「市外使用者」という。）をいう。
- 2 体育室を体育の目的以外の集会等に使用する場合の使用料は、この表に規定する料金（以下「規定料金」という。）の3倍の額とする。
- 3 物品等の販売行為、入場料の徴収その他商行為を目的に使用すると認められる場合にあつては、市内使用者の使用料は規定料金又は前項に規定する料金の2倍の額とし、市外使用者の使用料は規定料金又は同項に規定する料金の3倍の額とする。
- 4 酒類を伴う飲食を行う場合にあつては、市内使用者の使用料は規定料金又は第2項に規定する料金の1.5倍の額とし、市

（指定管理者が行う管理の基準）

第17条（略）

（委任）

第18条（略）

別表（第5条関係）

表（略）

備考

- 1 市内とは、本市に住所を有する使用者をいい、市外とは、市外に住所を有する使用者（以下「市外使用者」という。）をいう。
- 2 体育室を体育の目的以外の集会等に使用する場合の使用料金は、規定料金の3倍の額とする。
- 3 酒類を伴う飲食を行う場合の使用料金は、規定料金又は前号に規定する料金の1.5倍の額とし、市外使用者の使用料金は

外使用者の使用料は規定料金又は同項に規定する料金の2.5倍の額とする。

5 前2項に規定する目的を重複して使用する場合は、第3項に規定する使用料を適用するものとする。

6 使用料の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

は、規定料金又は前号に規定する料金の2.5倍の額とする。

4 使用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の羽生勤労者総合福祉センター及びこれに附属する設備器具の使用に係る使用料について適用し、同日前の羽生勤労者総合福祉センター及びこれに附属する設備器具の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の第5条の規定により納付された使用料（同日以後の羽生勤労者総合福祉センター及びこれに附属する設備器具の使用に係る使用料に限る。）は、この条例による改正後の第17条の規定により納付された利用料金とみなす。

令和7年6月3日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明